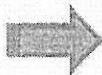


社会福祉法人新会計基準(パブコメ案)からの主な変更点

1. 移行期間の延長

<パブコメ案(H22. 12)>

- ・事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・平成25年度(予算)には全ての法人において移行する。



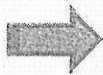
<変更後(H23. 6)>

- ・事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。

2. 関連当事者の注記の要件変更

<パブコメ案(H22. 12)>

- (役員)の範囲
 - ・役員(理事・監事)に加え「準ずる者」を含む
- (近親者の範囲)
 - ・「民法に定める親族関係にある者」「使用人」等を含む
- (取引額)
 - ・年間100万円以上の取引



<変更後(H23. 6)>

- (役員)の範囲
 - ・「準ずる者」を削除し、役員を「理事・監事」に限定
- (近親者の範囲)
 - ・「民法に定める親族関係にある者」「使用人」等を削除
- (取引額)
 - ・年間1,000万円以上の取引

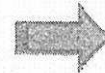
社会福祉法人新会計基準(パブコメ案)からの主な変更点

3. 内部取引消去の明確化

内部取引消去の取扱いを運用指針において明確化した。(運用指針 I-20-(4))

<パブコメ案(H22. 12)>

・運用指針に規定なし



<変更後(H23. 6)>

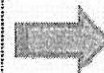
・拠点区分間又はサービス区分間の取引を内部取引消去の対象とすることを明記

4. 明細書の名称変更

附属明細書の名称をよりわかりやすく整理した。

<パブコメ案(H22. 12)>

(別紙④)事業区分間及び拠点区分間資金移動明細書
(別紙⑨)サービス区分間資金移動明細書
(別紙⑫)就労支援事業別事業活動明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑭)就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑮)就労支援販管費明細書
(別紙⑯)就労支援販管費明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑱)就労支援事業明細書(多機能事業所用等)



<変更後(H23. 6)>

(別紙④)事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
(別紙⑨)サービス区分間繰入金明細書
(別紙⑫)就労支援事業別事業活動明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑭)就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑮)就労支援事業販管費明細書
(別紙⑯)就労支援事業販管費明細書(多機能事業所用等)
(別紙⑱)就労支援事業明細書(多機能事業所用等)

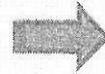
社会福祉法人新会計基準(パブコメ案)からの主な変更点

5. 就労支援事業明細書

就労支援事業明細書(別紙⑰及び⑱)の適用基準を緩和した(運用指針 I-23-(2))

<パブコメ案(H22. 12)>

・各就労支援事業の年間売上高が1,000万円以下



<変更後(H23. 6)>

・各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下

6. 勘定科目の整理

会計処理の実態に応じ、勘定科目をより分かりやすく整理した。

<主な変更例>

・法人税等の勘定科目は、納税する必要のある事業者のみが適用するものであることを明確化した。

・生活保護事業収入に「(中区分)事業費収入」を追加した。

・「(小区分)補助金事業収入」に「助成金」が含まれることを明確化した。

・「(大区分)社会福祉協議会事業収入」を削除した。

・「保険料支出」を追加した。

・その他文言等の整理(118カ所)